

令和7年度 南知多町環境共育推進事業 募集要項

1 募集の目的

南知多町では、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」の理念に則り、持続可能な社会を支える「人づくり 人の輪づくり」を目的とした環境共育（共に育つ）推進事業を実施します。この事業は、住民同士の輪をひろげ、住民一人ひとりが自ら考え行動し、協働し、世代間の垣根を越えて「共に学び 育ちあう」ことを目的としています。この事業で募集する分野（テーマ）は、「環境」に関すること全般です。住民一人ひとりがさまざまな環境問題を自分のこととして受け止め、共に学び、育ちあうための環境共育推進事業へのご提案、ご応募をお待ちしております。

（※この事業の選定・決定は先着順ではありません。）

2 募集の講座

(1) 講座内容

分野（テーマ）	「環境」に関する幅広い分野（身近な環境から地球環境までが対象） ※子どもから大人までの幅広い年齢層が参加できるものであること。
受講対象者	南知多町内に在住／在勤／活動中の方をはじめ、「環境」に関心がある方 （子どもから大人まで）
講座開催場所	南知多町内及びその周辺（屋外・屋内を問いません。）
開催期間	令和7年5月上旬（選考決定後）～令和8年3月19日
講座形態	◎講座参考例 ○野外体験：自然観察会、農業体験、収穫体験、漁業体験、里山整備など ○施設体験：メガソーラー発電施設、リサイクル施設、エコ工場の見学など ○屋内実習：エコに関する教室、生物多様性を学ぶ会、ごみの3R教室など ☆皆さんのノウハウを「講師」として是非活かしてください！
講座回数	基本は1講座につき1回とする。（複数回でも可）
講座時間	1講座につき120分～180分を基本とする。
定員	1講座につき受講者20名以上を基本とする。 ※できるだけ多くの方に参加してもらえらる内容の企画をお願いいたします。

3 応募要件

以下の要件をすべて満たす応募者

- (1) 環境共育推進事業の目的に賛同し、持続可能な社会を支える「人づくり 人の輪づくり」のためのパートナーになっていただくこと。
- (2) 住民の自主的な参加による、自発的で営利を目的としない公益性を有する活動を行っていること。
 - ・住民団体は、法人格の有無は問いません。
 - ・複数の住民団体等がグループで応募することも可能です。ただし、その場合は責任主体を明確にすること。
- (3) 過去1年以上にわたり継続して活動に取り組んでおり、企画立案から実施まで主体的に取り組むことができる団体、個人であること。活動経験が1年に満たない場合はご相談ください。
- (4) 政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと。また、特定の商品の宣伝活動、PRの場でないこと。
- (5) 特定の国、団体、個人、企業等に対し、違法・不当な誹謗、中傷を行わないこと。
- (6) まちなみ環境課職員が事業実施に際しに立ち会うことができる内容であること。

4 応募方法及び選考結果の通知

(1) 事業の選考・決定

応募いただいた内容について、内部で選考したのち、環境共育推進事業として決定いたします。

(2) 募集期間 令和7年4月1日～令和7年4月25日（選考の結果、2次募集をする場合があります。）

(3) 委託金額 1事業 10,000円から40,000円（事業数の上限は予算額の120,000円まで）

(4) 提出書類

以下、4点の書類を提出ください。様式1、様式2及び様式3については、南知多町公式ホームページ（くらし-ごみ環境・上下水道-環境保全-イベント・募集）からダウンロードしてください。ご希望があれば様式1～3をメールにて送付いたします。まちなみ環境課窓口でも受け付けます。

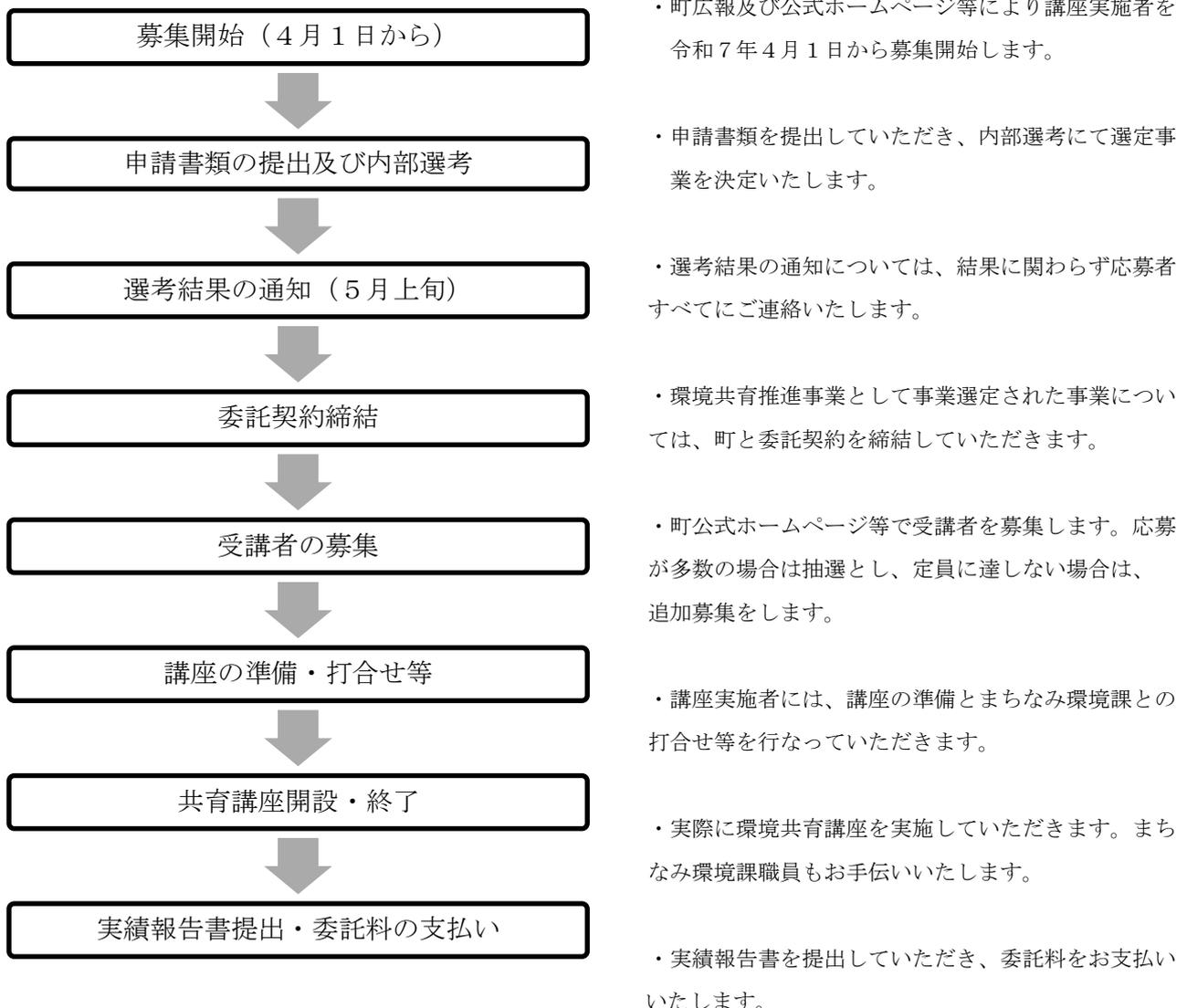
- ①様式1（南知多町環境共育推進事業 申請書）
- ②様式2（南知多町環境共育推進事業 企画書）
- ③様式3（収支予算書）
- ④企画内容をアピールする説明文、写真データ等（様式不問）

(5) 提出方法

- ①電子メールでの提出 E-mail : kankyo@town.minamichita.lg.jp
- ②役場まちなみ環境課窓口への提出

(6) 選考結果の通知は、結果に関わらず、全ての応募者にご連絡いたします。

5 募集から講座実施、事業完了までの主な流れ



6 選考

(1) 選考の方法

まちなみ環境課による書類審査を実施し、講座を選考いたします。なお、審査の内容詳細につきましては公表いたしません。

(2) 選考基準

項目	内容
企画	<ul style="list-style-type: none">・環境共育（共に育つ）推進事業のテーマに適合するか・講座の目的を達成するための組み立てや対象者が適切か・講座終了後の受講生が何を考え、何を成果として持ち帰ってもらうか、狙いは明確か
協働・共育	<ul style="list-style-type: none">・住民の協働・共育につながる事業内容となっているか・環境共育（共に育つ）推進事業の目的と合致し、協働できる内容かどうか
工夫	<ul style="list-style-type: none">・新しさや受講生をひきつける工夫がなされている事業であるかどうか・ニーズがある事業であるかどうか・楽しく学べる、興味をもって参加できる内容か

※決定にあたり、講座内容の修正、一定の条件をご相談させていただく場合があります。

※審査後に講座内容を大きく変更される場合などは、必ず事前にまちなみ環境課へご相談ください。

守っていただけない場合、決定を取り消す場合があります。

(3) 選考結果

結果通知は令和7年5月上旬を予定しています。結果に関わらず、すべての応募者にご連絡差し上げます。

(4) その他

- ・提出書類を電子メールで受信した場合は、必ず受領の返信メールを送信します。送信後、3日以内に返信がない場合はお手数ですが、まちなみ環境課までご連絡ください。
- ・採用が決定した場合、提出された写真は申請書の内容とともに、町の施策やそれぞれの講座のPR用に使用させていただく場合があります。
- ・応募に伴う費用は、応募者の負担とします。
- ・提出書類は返還致しません。必要があれば必ず控えをお取りください。

7 持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）とは

（出典：文部科学省 HP より）

(1) ESD（Education for Sustainable Development）とは？

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。



(2) ESD と SDGs の関係

ESD は、2002 年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で我が国が提唱した考え方であり、同年の第 57 回国連総会で採択された国際枠組み「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」（2005-2014 年）や 2013 年の第 37 回ユネスコ総会で採択された「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015-2019 年）に基づき、ユネスコを主導機関として国際的に取り組まれてきました。

2015 年の国連サミットにおいては、先進国を含む国際社会全体の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）が採択されましたが、SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標及び 169 のターゲットにより構成されています。ESD は、このうち、目標 4 「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット 4.7 に位置付けられました。

一方で、ESD は、ターゲットの 1 つとして位置付けられているだけでなく、SDGs の 17 全ての目標の実現に寄与するものであることが第 74 回国連総会において確認されています。持続可能な社会の創り手を育成する ESD は、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

これは、2019 年の第 40 回ユネスコ総会で採択された ESD の新たな国際枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」（2020-2030 年）においても明確となっています。ESD for 2030 の詳細については、次項をご参照ください。

(3) 持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）

「国連 ESD の 10 年（DESD）」（2005 年～2014 年）及び「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015 年～2019 年）の後継として、2020 年～2030 年における ESD の国際的な実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」が、2019 年 11 月の第 40 回ユネスコ総会で採択され、同年 12 月の第 74 回国連総会で承認されました。ESD for 2030 は、ESD の強化と SDGs の 17 の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すものです。

ESD for 2030 の採択を受けて、本枠組み下で取り組まれるべき具体的な行動を示すロードマップがユネスコにより公表されました。ロードマップでは、5 つの優先行動分野（1. 政策の推進、2. 学習環境の変革、3. 教育者の能力構築、4. ユースのエンパワーメントと動員、5. 地域レベルでの活動の促進）及び 6 つの重点実施領域（1. 国レベルでの ESD for 2030 の実施（Country Initiative の設定）、2. パートナリシップとコラボレーション、3. 行動を促すための普及活動、4. 新たな課題や傾向の追跡（エビデンスベースでの進捗レビュー）、5. 資源の活用、6. 進捗モニタリング）が提示されるとともに、GAP からの主な変更点として、SDGs の 17 全ての目標実

現に向けた教育の役割を強調、持続可能な開発に向けた大きな変革への重点化、ユネスコ加盟国によるリーダーシップへの重点化が謳われています。

(3) ESDで目指すこと

- ・持続可能な社会づくりを構成する「6つの視点」を軸にして、教員・生徒が持続可能な社会づくりに関わる課題を見出します。

持続可能な社会づくりの構成概念

- ① 多様性（いろいろある）
- ② 相互性（関わりあっている）
- ③ 有限性（限りがある）
- ④ 公平性（一人一人大切に）
- ⑤ 連携性（力合わせて）
- ⑥ 責任制（責任を持って）

- ・持続可能な社会づくりのための課題解決に必要な「7つの能力・態度」を身につけさせます。

ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度

- ① 批判的に考える力
- ② 未来像を予測して計画を立てる力
- ③ 多面的・総合的に考える力
- ④ コミュニケーションを行う力
- ⑤ 他者と協力する力
- ⑥ つながりを尊重する態度
- ⑦ 進んで参加する態度

(※出典：国立教育政策研究所「学校における持続可能な発展のための教育（ESD）に関する研究

〔最終報告書〕」)